

税

TAX

固定資産税に係る 閲覧・縦覧

4月から、平成18年度固定資産税の課税内容確認のため「固定資産課税台帳の閲覧」「土地および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧」を行います。

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産課税台帳は、所有者のほか借地・借家の方なども閲覧・証明申請ができます。ただし、借地の方は当該土地、借家の方は当該土地および家屋に限りません。また、固定資産課税台帳に記載されている事項（課税基礎となる価格など）の証明を取ることできます。

対象者・対象固定資産 固定資産の納税義務者またはその同意を受けたもの・当該納税義務に係る固定資産 土地について賃借権その他の使用または収益を目的とする権利（対価が支払われるものに限る）を有する者・当該権利の目的である土地 家屋について賃借権そのほかの使用または収益を目的とする権利（対価が支払われるものに限る）を

有する者・当該権利の目的である家屋およびその敷地である土地 固定資産の処分をする権利を有する一定の者・当該権利の目的である固定資産 閲覧および記載事項の証明期間 4月3日（月）～/ただし、土・日・祝日および年末年始を除く市役所執務時間内 持ち物 本人（同居の親族を含む）が閲覧する場合は、運転免許証・納税通知書など本人と確認できるもの/借地・借家の方などが閲覧する場合は、権利関係を示す書面などと、運転免許証など自身を確認できるもの

土地および家屋価格等 縦覧帳簿の縦覧

土地縦覧帳簿および家屋縦覧帳簿を縦覧することにより、納税者が自分の土地・家屋の価格とほかの土地・家屋の価格とを比較することができます。縦覧は無料ですが、写しの交付は行いません。

対象者 市内に所在する土地・家屋の固定資産税の納税義務者（代理人含む） 縦覧帳簿の記載項目 土地価格等縦覧帳簿 所在・地番・地目・地積・価格 家屋価格等縦覧帳簿 所在・家屋番号・種類・構造・床面積・価格 縦覧期間 4月3日（月）～5月31日（水）/

ただし、土・日・祝日を除く市役所執務時間内 持ち物 本人（同居の親族を含む）が縦覧する場合は、運転免許証・納税通知書など本人と確認できるもの/代理の方が縦覧する場合は、委任状などと運転免許証など代理人自身を確認できるもの

審査申出期間 固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申し出は、4月3日から納税通知書の交付後60日までの期間 閲覧・縦覧場所 市役所税務課

税務課 23局3510
FAX 23局0180

赤羽根町都市計画税の課税

平成18年度から、赤羽根町市街化区域内の土地・家屋に対して「都市計画税」が課税されます。都市計画税は、住み良い街づくりを目的として行う「都市計画事業」などに要する費用の一部を負担していただくために設けられた目的税です。

納税義務者 市街化区域内に所在する土地、家屋の所有者 税額 課税標準額×税率（0・25%） 申告と納税 申告の必要はありません/固定資産税と併せて納税額を通知しますので、納期限までに納め

てください。その他 詳しくはお問い合わせください

税務課 23局3510
FAX 23局0180

寄付

DONATION

次の方々からご寄付をいただきました。ご厚意に感謝します。

1月13日、鈴木利雄さん（白谷町）より社会福祉向上のため、金100万円。

1月17日、伊藤喜治郎さん（若見町）より社会福祉向上のため、金100万円。

お詫びと訂正

広報たはら2月号に誤りがありました。関係者の皆さんには、大変ご迷惑をおかけいたしました。お詫びして訂正いたします。

市長&中学生 p8 おしらせ p17
正 横山大季 井沢元彦
誤 横山大季 伊沢元彦